
静内ケアセンターだより 6月1日号

認知症薬少量投与容認＝副作用に配慮！

長尾先生達が「アリセプトなどの認知症薬には、少量から始めて有効量まで増量する使用規定があり、このことによる副作用があると指摘していた」県によつては規定量に満たない少量投与では支払い請求を認めない所があり、一律に規定するのではなく、「医師の判断による投与理由を参考に医学的に判断する」と厚生労働省1日付けで「症例に応じた薬剤費を支払うよう」事務連絡をだす。

現場で介護する我々も「薬の副作用でないか？」にぶつかることもある。薬剤会社も儲け主義ではなく、現場の状況をもっと把握して欲しいものである。これまで一律投与規定で多くの人が苦しんできたのに、何十年も改められなかつた事の方に驚く。一人ひとりの症状に差があれば、使う薬の種類も量も違つて当然であり、その判断が医師ができなかつたのが可笑しいのである。私は薬は“毒”であり、使わなくて済むなら使わない選択肢があつていいと考える。

